

## 規制シート(様式)

160196601320004

平成28年12月6日

規制の名称	外国人雇用状況の届出	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	雇用対策法(昭和41年法律第132号)第28条	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	職業安定局派遣・有期労働対策部外国人 雇用対策課長 久知良 俊二
規制目的	外国人労働者の在職中の雇用管理の改善、離職後の再就職の支援及び不法就労防止の観点から、外国人労働者の雇用状況を把握すること。		
規制内容の概要	事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。	関連する予算	外国人雇用状況届出事業の実施に要する経費(平成28年度予算1600万円)
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	平成28年度に雇用・適正就労対策の推進について行政事業レビューを実施した。
規制を維持、改革 又は新設する理由	日本で就労する外国人労働者数については近年増加を続けており、平成27年10月末日時点においても外国人雇用状況届出義務化以後最高となっている。このような状況において引き続き外国人労働者の雇用管理の改善や安定就労のための支援を適切に行っていくために、外国人労働者の雇用状況を把握する必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		